

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年度 台風10号に伴う通行規制（その8）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 延岡河川国道事務所長 島 川 浩 一 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889
契 約 締 結 日	令和 6 年 8 月 2 8 日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社盛武組 宮崎県延岡市北川町長井3914番地
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 2 , 5 3 0 , 0 0 0 -
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 2 , 5 4 1 , 0 0 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 名： 令和6年度 台風10号に伴う通行規制（その8）

2. 履行場所： 延岡河川国道事務所管内

3. 随意契約の相手方 名 称：株式会社 盛武組
住 所：宮崎県延岡市北川町長井3914
電 話：0982-46-3435

4. 随意契約適用法令

会計方法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

（1）当該業務の目的

本件は、令和6年8月28～30日 台風10号による東九州自動車道の被害を未然に防止するため、延岡河川国道事務所災害対策支部より協定区間の通行規制の要請を行うものとする。

（2）当該業務の内容

本工事は、延岡河川国道事務所災害対策支部からの要請により、上記区間の通行規制を行うものとする。

（3）随意契約に付する理由

当区間の被害を最小限に抑えるためには、緊急かつ速やかに対策を実施するために、東九州自動車道（北川IC・須美江IC）の通行規制を実施する必要がある。こうした緊急災害時の対応を円滑に行うために、「延岡河川国道事務所における災害等対応に関する基本協定」に基づき、上記業者に対して、東九州自動車道（北川IC・須美江IC）の通行規制を要望するものである。以上により、株式会社盛武組を相手方として随意契約を締結するものとする。

（随意契約理由書作成者）

道路管理課長